

中小企業投資促進税制

Q : 当社は製造業を営む中小企業です。最近、当社の業績が少し上向いてきましたので、設備投資をしようかと思っています。何か税の優遇措置はありませんか？

A : 中小企業投資促進税制というものがあります。

【解説】

青色申告法人である中小企業者等が、平成18年3月31日までに、製作後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得して、これを指定事業の用に供した場合には、①通常減価償却の他に取得価額の30%の特別償却ができる又は②取得価額の7%相当額(法人税額の20%を限度)を法人税額から控除することができるという、いわゆる中小企業投資促進税制の適用が受けられます。

〔特定機械装置等〕

- ①機械装置のうち1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ②電気計算機やファクシミリなどの器具備品で、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
- ③車両運搬具のうち、貨物の運送の用に供される普通自動車で、車両総重量が3.5トン以上のもの

〔指定事業〕

指定事業とは、製造業、建設業、卸売業、小売業、飲食店業(一部例外あり)、サービス業(一部例外あり)などの一定の事業とされています。

